

「滋賀県が締結する契約に関する条例」 の取組の総括について

令和7年10月
滋賀県会計管理局

1 総括の趣旨等

(1) 条例・取組方針の概要

「滋賀県が締結する契約に関する条例」を制定し、令和4年4月に施行。

＜条例の基本理念(第3条)＞

- ①過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底
- ②契約履行により提供されるサービス等の質の確保
- ③地域経済の活性化への配慮
- ④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

条例の基本理念にのっとり県の契約の推進を図るため、既に実施している取組や今後実施を検討する取組(197項目)を体系化し取りまとめた「滋賀県の契約に関する取組方針」を策定。

(2) 総括の趣旨

条例施行および取組方針策定から3年間が経過。

これまでの成果や課題を総括するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、今後の取組について検討を行う。

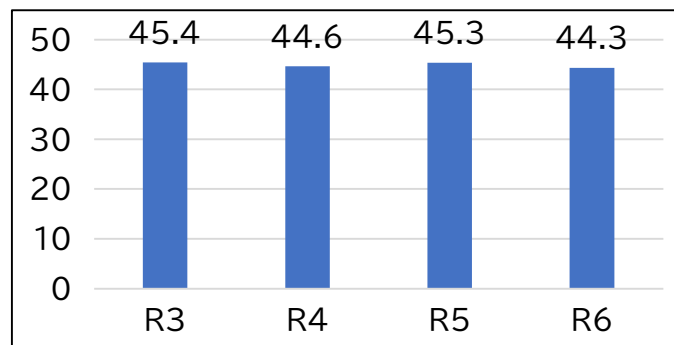
2 取組の検証

(1) 取組にかかる主な指標の推移

多くの指標が、良好な水準を維持している。

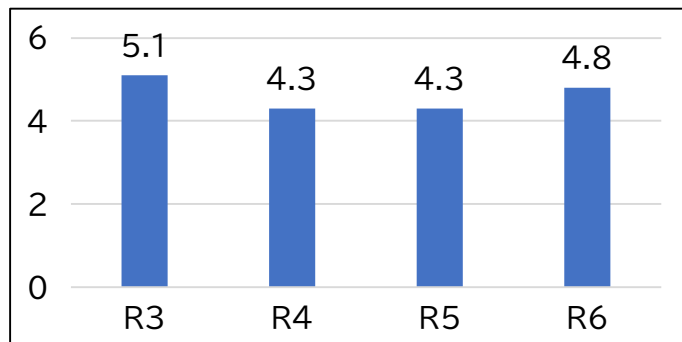
基本理念① 過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底

一般競争入札の割合(%)

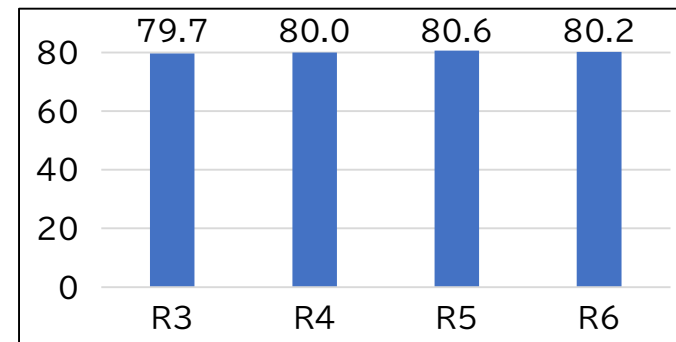


基本理念② 契約履行により提供されるサービス等の質の確保

不調不落の割合(%)
※工事関係



工事成績評定点(平均評定点)

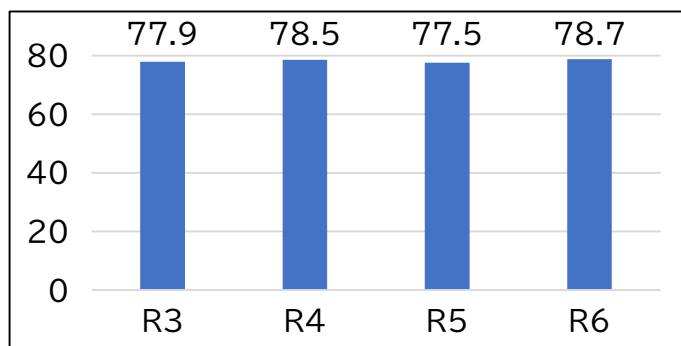


2 取組の検証

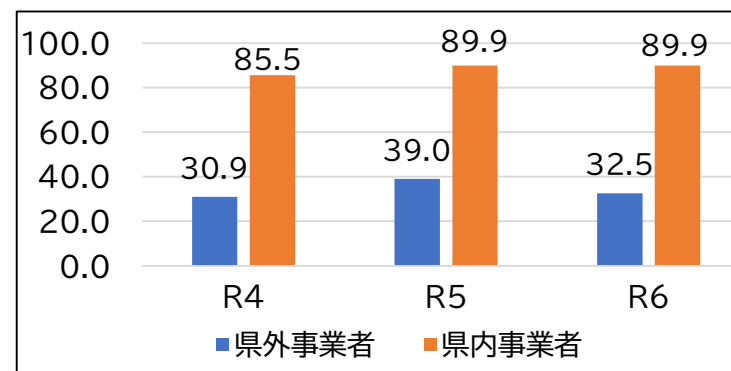
(1) 取組にかかる主な指標の推移

基本理念③地域経済の活性化への配慮

県内発注率(%)

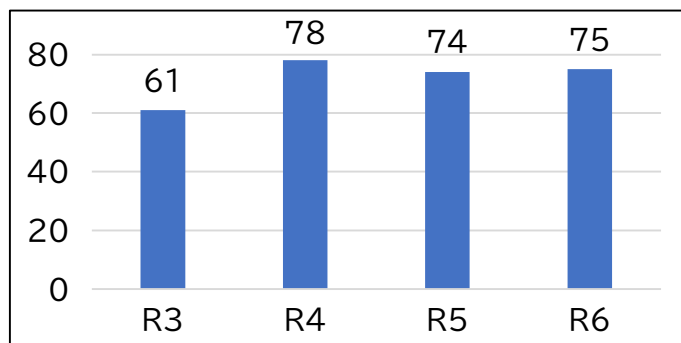


下請・再委託契約の相手方として
県内事業者を選定した割合(%)

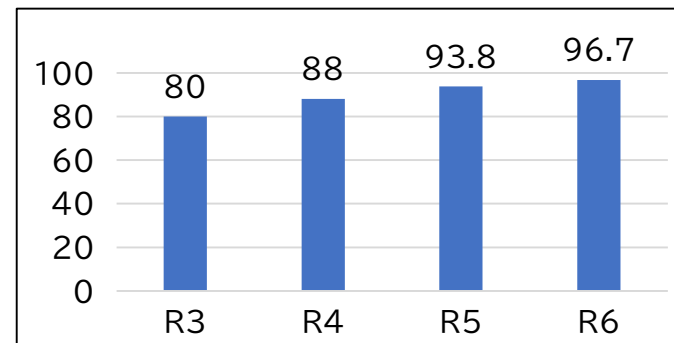


基本理念④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

グリーン入札の実施割合(%)



ナイスハート物品購入制度登録事業者
からの調達割合(%)



2 取組の検証

(2) 取組方針の実施状況

取組方針に記載した197項目のうち、
策定時からこれまでに、実施済項目が31増加(160→191)。

現在、未実施の項目は6項目。

	策定時	R4年度	R5年度	R6年度
実施済項目	160 ※1	178	186	191
(うち新たに実施した項目)	-	(18)	(6)	(7)
未実施の項目	37 ※2	19	11	6

※1 取組方針で■印を付している項目

※2 取組方針で○印を付している項目

2 取組の検証

(3) 事業者からの意見への対応

毎年、入札参加資格者名簿に記載のある全ての事業者を対象に、取組状況や県の契約への意見等についてアンケート調査を実施し、対応している。

<主な事業者からの意見と対応>

事業者からの意見	対応
事務の効率化を推進するために、 <u>電子契約を導入</u> してほしい。	電子契約システムを導入(R6)
<u>県への提出書類の簡素化、ペーパーレス化</u> を進めてほしい。	県への提出書類のペーパーレス化試行(R7)
<u>履行確認が不十分</u> 。担当者によって求められるレベル・成果物が違う。	業務委託の履行確認に係る研修を実施(R5)
<u>「グリーン入札」案件増加</u> により、県全体の環境意識が高まるのではないかな。	CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進に取り組む事業者等からの優先的な物品等の調達に係る規定を整備(R6)
プロポーザル方式の <u>公告から企画提出期限までの期間が十分でない</u> 。	提出期限までの期間を、少なくとも土日を除く10日とするよう事務処理要領に明記(R6)
<u>県産材の活用</u> および <u>県内企業の活用</u> を一層進めてほしい。	プロポーザル方式についても、一般競争入札と同様、県内事業者を優先することを事務処理要領に明記(R6)

2 取組の検証

< 今後対応が必要な、主な事業者からの意見 >

事業者からの意見 (令和6年度のアンケート調査より抜粋)	今後の方針等
<u>入札公告の一覧</u>は、公告日、一般競争入札・プロポーザルの別、タイトルとなっているが、全部読まないとな何の入札かわからない。 対象営業種目を加えるなどして、<u>案件の検索</u>をやすくしてほしい。	ホームページ掲載の入札公告の一覧について、ホームページ全体の改修作業(令和8年度)に合わせて、見やすさ・検索性を高める工夫を検討する。
<u>入札参加資格要件における実績などの条件を緩和し、入札に参加しやすくしてほしい。</u>	入札参加資格要件の妥当性を事前・事後に審査・検証する仕組み等について、引き続き検討を進める。
業務委託の入札案件についても、過度の競争による質の低下を来さないために<u>最低制限価格を設定してほしい。</u>	委託・役務業務等の請負契約における最低制限価格制度の活用に係る指針を策定し、積極的な活用を呼び掛ける。

2 取組の検証

(4) 新たに実施した主な取組

基本理念① 過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底

- ✓ 建設工事等業務委託以外の業務委託および物品の発注見通しの公表（取組方針3,4）

⇒ 契約の過程の透明性確保につながっていることに加えて、事業者から「入札予定等がホームページで公表されているので、案件の見込みを立てることができるようになった」という声もいただいている。

基本理念② 契約履行により提供されるサービス等の質の確保

- ✓ 修繕等の専門的知識を有する職員を配置し、県立学校への支援等を実施（取組方針70,113）

⇒ これまでの支援件数は、26件(R4)、32件(R5)、31件(R6)。
支援を受けた県立学校担当者から「仕様を明確化できるようになった」という声が届くなど、県立学校における適切な仕様書の作成および積算につながっている。

2 取組の検証

基本理念③地域経済の活性化への配慮

- ✓ 契約相手先に対し、再委託先の県内事業者優先や県産品利用促進を要請（取組方針137,141）
 - ⇒ 事業者へのアンケートによると、再委託契約等の相手方として県内事業者を選定した割合は、県内事業者においては約9割という高い水準で推移（4ページグラフ参照）。今後も、県内事業者への発注を推進するとともに、再委託先の県内事業者優先等にかかる要請を継続していく。

基本理念④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

- ✓ 環境マネジメントシステム、障害者雇用および女性活躍推進に係る事業者の取組をプロポーザル等において評価する規定の整備（取組方針197）
 - ⇒ プロポーザル案件における評価項目等に追加したことにより、このような社会政策が事業者にさらに認知され、認証の新規取得など事業者の新たな取組の契機となっている。

2 取組の検証

(5) 引き続き検討を進めている、未実施の項目

基本理念① 過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底

取組方針の項目	現在の検討状況、今後の方針等
建設工事等業務委託以外の業務委託および物品購入における <u>予定価格の公表</u> 【取組方針13,17】	一部の業務委託および物品購入について予定価格の事後公表を検討中。 予定価格積算方法にかかる考え方について庁内で共有を図るとともに、公表の対象業務・方法等について引き続き検討を進める。
建設工事等業務委託以外の業務委託および物品購入における <u>入札参加資格要件を審査する仕組みの構築</u> 【取組方針43,44】	予定価格が200万円を超える入札案件について、会計管理局の事前審査を行うとともに、入札参加資格要件の妥当性を事前・事後に審査・検証する仕組み等について引き続き検討を進める。

2 取組の検証

基本理念③地域経済の活性化への配慮

取組方針の項目	現在の検討状況、今後の方針等
規格、品質、価格等が適した <u>県産品の優先購入</u> 【取組方針142】	物品購入においては、特殊物品を除き、県内事業者からの購入を原則としている。 県産品の優先購入についても、引き続き呼びかけていく。
<u>県内事業者の技術力向上を考慮した発注方法の在り方の検討</u> 【取組方針147】	県内事業者への優先発注に取り組んでいるほか、入札参加資格における実績要件を必要最小限とするよう庁内に通知しており、さらに周知していく。

2 取組の検証

(6) 総括

- ◆ 取組方針に定める197項目のうち、191項目が実施済み
- ◆ 取組状況に関する指標の多くが良好な水準を維持しており、契約に関する制度の公正かつ適正な運用等が図られている。
- ◆ 他方で、令和6年度末時点で未実施の項目や、県内発注率など横ばいで推移している指標もある。



【今後も必要な取組】

- ◎ 未実施の項目や指標が横ばいとなっている項目についての取組の検討
- ◎ 実施済みの項目も適切な運用を継続していくため、事業者アンケート等による県の契約の状況や事業者からの意見等の把握

3 契約を取り巻く社会経済状況

(1) ビジネスと人権

企業の事業活動は、従業員や消費者、地域住民など様々な人との関わりがあり、平成23年に国連の人権理事会が「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で支持したことを契機に、国内でも取組が進んでいる。

企業は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重する必要がある。

<国内>

- ・ 関係府省庁連絡会議が令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」、令和4年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定。
- ・ 令和7年策定の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」に該当項目を追加。
- ・ 近年、企業による人権尊重の取組が重視されている。

<滋賀県>

- ・ 令和6年改定の「滋賀県人権施策推進計画」に該当項目を追加。
- ・ 県は事業者に対して、人権尊重の視点に立った企業活動を推進するよう啓発を行う。
- ・ 行政機関、経済団体で構成された「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」による啓発、県内の企業への「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」(平成26年度～)の設置依頼、企業向け研修の開催等に取り組んでいる。

3 契約を取り巻く社会経済状況

(2) 価格転嫁等の取引適正化

近年の急激な労務費、原材料費等コスト上昇の中で物価上昇を上回る賃上げを実現するため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁の定着が求められている。

<国内>

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組徹底のための広報等
- ・コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方等について下請法を改正
- ・国や地方公共団体の官公需においても、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分の価格転嫁を実現するため、最低制限価格制度、少額随意契約制度等を見直し

<滋賀県>

- ・適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進に向けて地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催
- ・県の発注においても適切な価格転嫁に配慮するよう県政経営会議で共有し、通知
- ・契約書標準書式に、特別な事情による契約金額の変更に係る条項を追加

4 今後の取組展開

(1) 目指す姿

総括を踏まえた取組方針に定める項目の見直し等を行うことにより、県の取組の実効性を高め、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与する。

(2) 今後の方向性

未実施の項目にかかる検討を着実に進めるとともに、社会経済状況を踏まえ、取組方針に定める項目の追加を行う。

- 県の契約における適切な価格転嫁の実現

…「基本理念②契約履行により提供されるサービス等の質の確保」の
「2 低価格受注の防止」に追加

- 県の契約を活用した人権尊重の視点に立った企業活動の推進

…「基本理念④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用」の
「4 その他の行政目的の実現に資する取組」に追加